

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第177号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同項第179号の2中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項第180号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第181号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第182号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第183号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同項第184号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第185号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第186号中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改め、同項第219号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第220号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第223号ア中「17,000円」を「22,000円」に改め、同号イ中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項第297号中「2,000円。ただし、」を「2,300円（」に、「4,000円」を「4,300円）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該発給の申請をする場合には、1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円）」に改め、同項第302号及び第303号中「33,000円」の次に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）」を加え、同項第403号の2ア中「大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る検査」を「大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道路交通法第89条第3項の規定による検査（以下この号において「検査」という。）」に、「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同号イ中「普通自動車免許に係る」を「普通自動車仮運転免許を受けている者に対する」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550

円」を「4, 650円」に改め、同項第404号中「第92条第1項」の次に「又は第95条の2第11項」を加え、「免許証の交付」を「運転免許証（以下この号、第405号、第405号の2、第411号及び第7項において「免許証」という。）の交付」に改め、同号アを次のように改める。

ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 2, 350円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証又は同法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（第405号の2、第411号及び第7項において「免許情報記録」という。）の有効期間の更新（第411号、第411号の2、第7項及び別表第18において「免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者であつて、同法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この号及び第405号の2において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、2, 100円）。ただし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の運転免許を受ける者（第405号の2において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2, 150円（特定試験免除者に対する交付にあつては、1, 900円）に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

(イ) 道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合 2, 550円

第2条第1項第404号イ中「1, 150円」を「1, 100円」に改め、同項第405号ア中「2, 250円」を「2, 600円」に改め、同号イ中「1, 150円」を「1, 050円」に改め、同項第405号の4中「3, 550円」を「3, 650円」に改め、同号を同項第405号の5とし、同項第405号の3中「1, 450円」を「1, 400円」に、「1, 200円」を「1, 150円」に改め、同号を同項第405号の4とし、同項第405号の2を同項第405号の3とし、同項第405号の次に次の1号を加える。

(405)の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え（運転免許の効力の停止の期間が満了した場合又は運転免許の効力の停止が解除された場合に同法第95条の2第1項の規定による申請をした者その他第7項で定める者に係る場合を除く。）

特定免許情報記録手数料

ア 特定免許情報の記録 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)

から(ウ)までに定める額

(ア) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 1,550円
(特定試験免除者に係る記録にあつては、1,350円)。ただし、複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円(特定試験免除者に係る記録にあつては、1,150円)に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

(イ) 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この号及び第411号において「更新時不交付申出」という。)をする場合 800円

(ウ) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円。ただし、同法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円

イ 免許情報記録の書換え 1,550円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。))及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、100円)。ただし、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあつては、1,350円に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

第2条第1項第407号ア中「23,400円」を「23,750円」に改め、同号イ中「19,500円」を「19,800円」に改め、同号ウ中「以下」を「第409号、別表第18、別表第30及び別表第31において」に、「14,700円」を「14,450円」に改め、同号エ中「これらの免許」を「これらの運転免許」に、「技能定員審査」を「技能検定員審査」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同項第409号ア中「14,550円」を「15,100円」に改め、同号イ中「11,850円」を「12,000円」に改め、同号ウ中「9,650円」を「9,950円」に改め、同号エ中「これらの免許」を「これらの運転免許」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同項第410号ア中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同号イ中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同号エ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第411号を次のように改める。

(411) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証等の更新

免許証等更新手数料

ア 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この号において「経由申請」という。）をする場合 2,750円

(イ) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 1,300円

(ウ) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円

イ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この号及び次号において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000円

(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 1,950円

(ウ) 経由申請をしない場合 2,100円

ウ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 2,500円

(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 2,850円

(ウ) 経由申請をしない場合 2,950円

第2条第1項第411号の2中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「運転免許証更新経由手数料」を「運転免許証等更新経由手数料」に改め、「550円」を削り、同号に次のように加える。

ア 経由地書換申出をする場合 1,700円

イ 経由地書換申出をしない場合 750円

第2条第1項第411号の3中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(411)の4 道路交通法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料 900円。ただし、同法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場

合にあつては、100円

第2条第1項第412号中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項第414号中「900円」を「1,000円」に改め、同項第414号の2ア中「1,350円」を「1,400円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円」に、「(道路交通法)」を「(同法)」に、「又は法」を「又は同法」に、「2,900円」を「2,950円」に改め、同項第415号中「自動車等」を「自動車及び一般原動機付自転車(別表第19において「自動車等」という。)」に、「道路交通法第112条第1項第6号」を「同法第112条第1項第6号」に改め、「基づく」の次に「熊本県公安委員会の」を加え、「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項第416号中「(昭和35年総理府令第60号)第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第478号から第481号までを次のように改める。

(478) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する許可の申請に対する審査

宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

ア 500平方メートル以内の場合 21,000円

イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 32,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 44,000円

エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 62,000円

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 72,000円

カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 96,000円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 150,000円

ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 228,000円

ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 354,000円

コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 49

8,000円

サ 100,000平方メートルを超える場合 642,000円

(479) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可の申請に対する審査

宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が642,000円を超えるときは、642,000円

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする面積、切土又は盛土をする面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10,000円

(480) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する許可の申請に対する審査

土石の堆積に関する許可申請手数料 土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

ア 500平方メートル以内の場合 16,000円

イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 18,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 21,000円

エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 24,000円

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 34,000円

カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 37,000円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 44,000円

ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 58,000円

ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 78,

000円

コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 114,000円

サ 100,000平方メートルを超える場合 138,000円

(481) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する変更許可の申請に対する審査

土石の堆積に関する変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が138,000円を超えるときは、138,000円

(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)

については、土石の堆積をする面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする面積、土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額

(ウ) その他の変更については、10,000円

イ 土石の堆積の許可の日から5年ごとに区分した各期間を超えて許可の有効期間を延長する変更許可の場合 土石の堆積をする面積に応じ前号に規定する額

第2条第1項第481号の次に次の2号を加える。

(481)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査

宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

ア 500平方メートル以内の場合 10,000円

イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 11,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 12,000円

エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 13,000円

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 15,000円

カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 16,0

00円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 17,000円

ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 18,000円

ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 20,000円

コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 26,000円

サ 100,000平方メートルを超える場合 27,000円

(481)の3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料 1通につき 400円

第2条第1項第625号及び第625号の2を次のように改める。

(625) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 別表第26の5に掲げる区分に応じた額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第26の5に掲げる区分に応じた額に加算した額

(625)の2 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 別表第26の8に掲げる区分に応じた額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第26の8に掲げる区分に応じた額に加算した額

第2条第1項第625号の4の2中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第625号の4の3中「第12条第2

項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項第625号の5中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第625号の6中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第625号の7を次のように改める。

(625)の7 削除

第2条第1項第625号の7の2中「第11条」を「第13条」に改め、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項第405号の2の第7項で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 道路交通法第103条の2第4項又は第106条の4第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて同法第95条の2第1項の規定による申請をしたもの（次に掲げる者を除く。）

ア 当該抹消された免許情報記録に係る運転免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該運転免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該運転免許以外の運転免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

イ 道路交通法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に当該申請をした者

(2) 道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者（同法第104条の4第3項の規定により運転免許が与えられる者を除く。）

第3条の表中第2条第1項第261号の2の手数料の項の次に次の1項を加える。

第2条第1項第405号の2の手数料	情報の記録又は書換えを受けようとする者	情報の記録又は書換えのとき。ただし、知事が別に定める場合にあつては、申請のとき。
-------------------	---------------------	--

別表第9金額の欄中「7,000円」を「12,000円」に、「13,000円」を「22,000円」に、「20,000円」を「34,000円」に、「28,000円」を「48,000円」に、「48,000円」を「72,000円」に、「71,000円」を「107,000円」に、「207,000円」を「311,000円」に、「311,000円」を「467,000円」に、「531,000円」を「797,000円」に改める。

別表第9の3金額の欄中「147,000円」を「191,000円」に、「183,

000円」を「238,000円」に、「201,000円」を「261,000円」に、「255,000円」を「332,000円」に、「436,000円」を「567,000円」に、「214,000円」を「278,000円」に、「286,000円」を「372,000円」に、「327,000円」を「425,000円」に、「435,000円」を「566,000円」に、「800,000円」を「1,040,000円」に改める。

別表第9の4金額の欄中「72,000円」を「94,000円」に、「116,000円」を「151,000円」に、「139,000円」を「181,000円」に、「152,000円」を「198,000円」に、「255,000円」を「332,000円」に、「436,000円」を「567,000円」に、「77,000円」を「100,000円」に、「153,000円」を「199,000円」に、「200,000円」を「260,000円」に、「228,000円」を「297,000円」に、「435,000円」を「566,000円」に、「800,000円」を「1,040,000円」に改める。

別表第10金額の欄中「14,000円」を「24,000円」に、「17,000円」を「29,000円」に、「23,000円」を「39,000円」に、「32,000円」を「54,000円」に、「53,000円」を「80,000円」に、「74,000円」を「111,000円」に、「178,000円」を「267,000円」に、「260,000円」を「390,000円」に、「455,000円」を「683,000円」に改める。

別表第10の2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第10の2（第2条第1項第180号及び第182号関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
300平方メートル未満のもの	9,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	34,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	45,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	51,000円
25,000平方メートル以上のもの	55,000円

別表第10の2備考中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

別表第11金額の欄中「13,000円」を「22,000円」に、「16,000円」を「27,000円」に、「22,000円」を「37,000円」に、「30,000

円」を「51,000円」に、「52,000円」を「78,000円」に、「69,000円」を「104,000円」に、「161,000円」を「242,000円」に、「252,000円」を「378,000円」に、「445,000円」を「668,000円」に改める。

別表第12金額の欄中「13,000円」を「22,000円」に、「16,000円」を「27,000円」に、「22,000円」を「37,000円」に、「28,000円」を「48,000円」に、「49,000円」を「74,000円」に、「66,000円」を「99,000円」に、「147,000円」を「221,000円」に、「222,000円」を「333,000円」に、「407,000円」を「611,000円」に改める。

別表第18を次のように改める。

別表第18（第2条第1項第403号関係）

区分		金額
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道路交通法（以下この表、別表第19、別表第30及び別表第31において「法」という。）第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令（以下この表において「令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を熊本県公安委員会が提供

		する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円)
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円(技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円)
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,800円(技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,950円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、750円)

		った者に対する試験にあつては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,600円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円(令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円(技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,450円)
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円(技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,700円)

別表第19を次のように改める。

別表第19(第2条第1項第413号関係)

区分	金額
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき 850円
法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間につき 2,400円

法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間につき 1,950円
法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき 4,650円
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき 3,800円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 3,050円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,300円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,200円
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間につき 1,750円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間につき 3,200円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間につき 1,850円
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間につき 900円
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,300円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,150円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,850円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,700円

	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,550円
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円（熊本県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、200円）
	法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあつては、200円）
	法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	1,400円
	法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円（オンライン講習にあつては、200円）
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条	6,600円

	の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	
	普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,950円
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下この表において「実車等指導」という。)を含む講習	12,900円
	実車等指導を含まない講習	9,350円
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間につき 2,600円
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		講習1時間につき 2,100円
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		講習1時間につき 2,050円

別表第26新築の場合の部確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合の款一戸建ての住宅の項中「一戸建ての住宅」の次に「(人の居住の用以外の用途に供する部分を有

しないものに限る。以下この表から別表第26の4までにおいて同じ。)」を加え、同表備考1中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「(平成11年法律第81号)」を加える。

別表第26の5を次のように改める。

別表第26の5(第2条第1項第625号関係)

		区分		金額	
住宅 部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	48,000円	
			面積が5,000平方メートル以上のもの	86,000円	
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	誘導性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
		共同住宅等		面積が300平方メートル未満のもの	61,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
面積が5,000平方メートル以上のもの				248,000円	
誘導仕様基準により		一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円	
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円	

		り評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円
		誘導性能基準及び	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき25,000円
		誘導仕様の併用により評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	45,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	76,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	132,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	193,000円
		非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,000円
面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円				
面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	86,000円				
面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,000円				

		のもの	
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	172,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	214,000円
適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	77,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	98,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	129,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	272,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	327,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	384,000円
		標準入力法等	面積が300平方メートル未満のもの
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	252,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	325,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	463,000円

		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	571,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	674,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	769,000円

備考

- 1 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。
- 2 非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。
- 3 適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。別表第26の8において同じ。
- 4 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、知事が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。別表第26の8、別表第26の12及び別表第26の13において同じ。
- 5 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。別表第26の8、別表第26の12及び別表第26の13において同じ。
- 6 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。別表第26の8、別表第26の12及び別表第26の13において同じ。
- 7 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により評価する方法をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までに

において同じ。

8 標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。

9 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の別表第26の5に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の6及び別表第26の7を次のように改める。

別表第26の6及び別表第26の7 削除

別表第26の8を次のように改める。

別表第26の8 (第2条第1項第625号の2関係)

		区分		金額	
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき2,500円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	24,000円	
	面積が5,000平方メートル以上のもの		43,000円		
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するも	誘導性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,500円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円	
			面積が2,000平方メートル以	86,500円	

	ののいず れも添付 されない 場合			上5,000平方メートル未満のもの	
				面積が5,000平方メートル以上のもの	124,000円
		誘導 仕様 基準 によ り評 価す る方 法	一戸 建て の住 宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき8,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき8,500円
			共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	14,500円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,500円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	69,000円
		誘導 性能 基準 及び 誘導 仕様 基準 の併 用に より 評価 する 方法	一戸 建て の住 宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき12,500円
			共同 住宅 等	面積が300平方メートル未満のもの	22,500円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	96,500円
非住 宅部 分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円		
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9,000円		

		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	68,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	86,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	107,000円
適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	38,500円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	64,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	163,500円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	192,000円
	標準入力	面積が300平方メートル未満のもの	100,500円

		法等	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	162,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	231,500円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	285,500円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	337,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	384,500円

備考

申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の2の別表第26の8に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の9及び別表第26の10を次のように改める。

別表第26の9及び別表第26の10 削除

別表第26の11の2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の11の2（第2条第1項第625号の4の2関係）

区分		建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額	
住宅部分	認定通知書が添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき5,000円	
		共同住宅等	300平方メートル未満のもの	10,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			5,000平方メートル以上のもの	79,000円

	認定 通知 書が 添付 され ない 場合	性能 基準 によ り評 価す る方 法	一戸 建て	200平方メートル未満のもの	1戸につき31, 000円	
			の住 宅	200平方メートル以上のもの	1戸につき34, 000円	
			共同 住宅 等	300平方メートル未満のもの	62,000円	
				300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	103,000円	
				2,000平方メートル以上5,00 0平方メートル未満のもの	175,000円	
				5,000平方メートル以上のもの	251,000円	
		性能 基準 及び 仕様 基準 の併 用に より 評価 する 方法	一戸 建て	200平方メートル未満のもの	1戸につき23, 000円	
			の住 宅	200平方メートル以上のもの	1戸につき26, 000円	
			共同 住宅 等	300平方メートル未満のもの	46,000円	
				300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	77,000円	
				2,000平方メートル以上5,00 0平方メートル未満のもの	133,000円	
				5,000平方メートル以上のもの	195,000円	
			非住 宅部 分	認定通知書が添付 された場合	300平方メートル未満のもの	10,000円
					300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの	27,000円					
2,000平方メートル以上5,00 0平方メートル未満のもの	79,000円					
5,000平方メートル以上10,0 00平方メートル未満のもの	124,000円					
10,000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	157,000円					
25,000平方メートル以上のもの	196,000円					
認定通知書	モデ	300平方メートル未満のもの	78,000円			

が添付されない場合	ル建物法	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	99,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	211,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	275,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,000円
		25,000平方メートル以上のもの	388,000円
	標準入力法等	300平方メートル未満のもの	203,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	255,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	328,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	469,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	577,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	682,000円
		25,000平方メートル以上のもの	778,000円

別表第26の11の2備考1中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に改め、「いう。」の次に「別表第26の11の3において同じ。」を加え、同表備考2中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、「いう。」の次に「別表第26の11の3において同じ。」を加え、同表備考3及び備考4を次のように改める。

3 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。別表第26の11の3において同じ。

4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。別表第26の11の3において同じ。

別表第26の11の2備考に次のように加える。

5 判定に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それ

それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の4の2の別表第26の11の2に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の11の3を次のように改める。

別表第26の11の3（第2条第1項第625号の4の3及び第625号の7の2関係）

区分		建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額	
住宅部分	認定通知書が添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき2,500円	
		共同住宅等	300平方メートル未満のもの	5,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
			5,000平方メートル以上のもの	39,500円
	認定通知書が添付されない場合	性能基準により評価する	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの 1戸につき15,500円
			200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		併用により評価する	共同住宅等	300平方メートル未満のもの 31,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
			5,000平方メートル以上のもの	125,500円
		性能基準及び仕様基準の併用により評価する	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの 1戸につき11,500円
			200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの 23,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円	
		5,000平方メートル以上のもの	97,500円	

	方法				
非住宅部分	認定通知書が添付された場合		300平方メートル未満のもの	5,000円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,500円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,500円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	62,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	78,500円	
			25,000平方メートル以上のもの	98,000円	
	認定通知書 が添付され ない場合	モデル 建物法		300平方メートル未満のもの	39,000円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,500円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	137,500円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,500円
				25,000平方メートル以上のもの	194,000円
標準 入力 法等			300平方メートル未満のもの	101,500円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	127,500円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	164,000円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,500円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	288,500円	

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	341,000円
		25,000平方メートル以上のもの	389,000円

備考

判定に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の4の3又は第625号の7の2の別表第26の11の3に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の12中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の12（第2条第1項第625号の5関係）

区分			金額		
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円	
			面積が5,000平方メートル以上のもの	79,000円	
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	誘導性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
			一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	62,000円	
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	103,000円	
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円	
面積が5,000平方メートル以上のもの	251,000円				

		誘導仕様基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円	
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円	
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,000円	
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円	
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円	
				面積が5,000平方メートル以上のもの	139,000円	
			誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
					1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき26,000円
		共同住宅等		面積が300平方メートル未満のもの	46,000円	
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	77,000円	
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	133,000円			
			面積が5,000平方メートル以上のもの	195,000円		
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	10,000円		
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円		
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円			
		面積が2,000平方メートル以	79,000円			

		上5,000平方メートル未満のもの	
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	157,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	196,000円
適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	78,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	99,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	211,000円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	275,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,000円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	388,000円
		標準入力法等	面積が300平方メートル未満のもの
	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		255,000円
	面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		328,000円

	もの	
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	469,000円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	577,000円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	682,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	778,000円

別表第26の12備考1中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「いう。」の次に「別表第26の13において同じ。」を加え、同表中備考2から備考6までを削り、備考7を備考2とし、備考8を備考3とする。

別表第26の13中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の13（第2条第1項第625号の6関係）

		区分	金額	
住宅 部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅	1戸につき2,500円	
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	39,500円
適合証、設計住宅性能評価書及びこ	誘導性能基準による	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
		1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円	

れらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	り評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	31,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	125,500円
	誘導仕様基準により	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき8,000円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき8,500円
	り評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	15,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	69,500円
	誘導性能基準及び	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
	誘導仕様基準の併用により評価する	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	23,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	97,500円

	方法	上のもの	
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	62,000円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	78,500円
		面積が25,000平方メートル以上のもの	98,000円
適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するものいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	39,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,500円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,500円
		面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	137,500円
		面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	165,500円

			満のもの	
			面積が25,000平方メートル以上のもの	194,000円
		標準	面積が300平方メートル未満のもの	101,500円
		入力		
		法等	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	127,500円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	164,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,500円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	288,500円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	341,000円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	389,000円

別表第26の13中備考1から備考6までを削り、備考7を備考1とし、同表備考8中「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同表中備考8を備考2とし、備考9を備考3とし、備考10を備考4とする。

別表第26の14を次のように改める。

別表第26の14 削除

別表第30の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,6

00円」に改め、同表備考1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表備考2中「500円」を「550円」に、「300円を、」を「350円を、」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改める。

別表第31の1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「150円を、」を「200円を、」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第177号、第179号の2から第186号まで、第219号及び第220号の改正規定（同項第180号及び第182号の改正規定中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める部分を除く。） 公布の日
 - (2) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和7年3月24日
 - (3) 第2条第1項第180号及び第182号の改正規定（「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める部分に限る。）、第2条第1項第223号、第302号、第303号及び第478号から第481号までの改正規定、同号の次に2号を加える改正規定、同項第625号、第625号の2及び第625号の4の2から第625号の7の2までの改正規定、別表第9、別表第9の3、別表第9の4、別表第10から別表第12まで、別表第26、別表第26の5から別表第26の10まで及び別表第26の11の2から別表第26の14までの改正規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第429号から第432号までの改正規定、同号の次に2号を加える改正規定及び同項第564号の43の改正規定に限る。） 令和7年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項中第368号の4を第368号の5とし、第368号の3を第368号の4とし、第368号の2を第368号の3とし、第368号の次に次の1号を加える。

368の2 特定免許情報記録手数料

別表第1手数料の項第374号及び第374号の2を次のように改める。

374 免許証等更新手数料

374の2 運転免許証等更新経由手数料

別表第1手数料の項第374号の3の次に次の1号を加える。

374の4 運転経歴情報記録手数料

別表第1手数料の項第429号から第432号までを次のように改める。

429 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料

430 宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可申請手数料

431 土石の堆積に関する許可申請手数料

432 土石の堆積に関する変更許可申請手数料

別表第1手数料の項第432号の次に次の2号を加える。

432の2 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料

432の3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料

別表第1手数料の項第564号の43を次のように改める。

564の43 削除

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。